

平成 22 年 9 月 24 日
十日町市総務部財政課

入札・契約制度の改正について

建設工事の入札・契約制度を下記のとおり改正し、平成 22 年 10 月 1 日以後に締結する新規契約について適用する。なお、同日前に締結した契約については従前による。

記

1. 最低制限価格設定の上限額と低入札価格調査制度の見直し
 - (1) 最低制限価格設定の対象工事の上限額を「5,000 万円」から「1 億円未満」に引き上げる。
 - (2) 低入札価格調査制度の対象工事を「5,000 万円超」から「1 億円以上」に引き上げる。
 - (3) 低入札価格調査制度に「失格判断基準」を設定する。入札価格内訳書の金額が次のいずれかに該当するときは失格と判定する。
 - ① 市の設計書に記載された直接工事費の 90%の額に満たない場合
 - ② 市の設計書に記載された共通仮設費の 85%の額に満たない場合
 - ③ 市の設計書に記載された現場管理費の 65%の額に満たない場合
 - ④ 市の設計書に記載された一般管理費の 25%の額に満たない場合
2. 中間前払金制度の導入
 - (1) 制度概要

中間前払金とは、すでに前払金を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に請負代金額の 20%以内を前払金として追加して支出する制度である。
 - (2) 内 容
 - 1) 対象工事・・・・・・・・・・請負代金額が 500 万円以上の建設工事
 - 2) 中間前払金の割合・・・・請負代金額の 20%以内
 - 3) 支払条件

すでに前払金の支払いを受けている場合で、次の条件をすべて満たしている場合に中間前払金を支払う。

 - ① 工期の 2 分の 1 を経過していること
 - ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに、実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること

(3) 建設工事における部分払金の支払回数の変更

- 1) 当該年度中の支払回数の上限を「3回」から「4回」に変更する。
- 2) 支払回数を次表のとおり変更する。

なお、前払金及び中間前払金はそれぞれ部分払1回とみなす。

(部分払金の支払回数)

対象金額	支払回数	
	変更後	変更前
500万円以上 1,500万円未満	2回以内	前払1回、工期120日以上で、かつ、 出来高70%以上で部分払1回
1,500万円以上 5,000万円未満	3回以内	前払1回、部分払1回
5,000万円以上	4回以内	前払1回、部分払2回